

維持修繕業務委託に係る公募について

次のとおり受注者を募集します

令和8年3月3日

香川県広域水道企業団

小豆ブロック統括センター所長 山下竜一

1 公募に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名 | 水道維持修繕等対応業務委託（小豆島町） |
| (2) 受託場所 | 香川県小豆郡小豆島町 |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| (4) 委託業務の内容 | 別添 水道維持修繕等対応業務委託仕様書のとおり |
| (5) 維持修繕工事の年間規模 | 令和5年度 111件、令和6年度 130件 |
| (6) 契約予定者数 | 複数者 |

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者。
- (5) 下記の要件をすべて満たすもの
 - ① 小豆郡内に本社又は営業所があること。
 - ② 小豆郡内に会社があること。

3 提出書類

- ① 応募意思表明書
- ② 会社の登記簿
- ③ 定款又は規約若しくはそれに代わるもの
- ④ 納税証明書（国税及び県税）

国税

- ・令和7年9月1日以降に発行されたもの。

- ・法人の場合（様式その3の3）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納がないもの。
- ・個人の場合（様式その3の2）「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納がないもの。

県税

- ・令和7年9月1日以降に発行されたもの
- ・すべての税目で未納がないもの。

※②、③、④については既に企業団の入札参加資格者名簿に登載されている者または令和7年度に維持修繕等対応業務委託の受注者は提出不要。

令和8年4月1日から名簿に登載される見込みの者は、申請受領証の写しを提出。

4 応募方法

応募意思表明書を小豆ブロック統括センターに持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年3月3日（火）から令和8年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

5 応募資格者の決定

参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後応募者に通知する。

6 契約について

応募資格要件に適合したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

7 質問の受付・回答

応募意思表明書を提出した者、提出を予定している者で本公告及び仕様書に対して、質問がある場合は次のとおり行うこと。

- （1） 受付場所 香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センター
- （2） 受付期限 令和8年3月9日（月）午後5時
- （3） 提出方法 質問書（様式1）を使用してFAX、電子メール又は窓口へ提出すること。
- （4） 回 答 回答は令和8年3月11日（水）までにFAX又は電子メールで回答する。

8 応募・照会先

〒761-4301 香川県小豆郡小豆島町池田 2071 番地 2 池田保健センター 2 階

香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センター（担当者：森下）

電話番号：0879-75-1402 FAX番号：0879-75-1405

電子メール：shozu@union.suido-kagawa.lg.jp

9 その他

- （1） 本案件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。